

明治の写真師 喜多村勘四郎・留蔵

— 史料にみる永楽堂と写真作例 —

池 本 美 緒

はじめに

明治期に入り、写真の普及に伴い、鳥取県内においても写真師が活動するようになった。^①本稿で取り上げる喜多村勘四郎（嘉永二（一八四九）年～明治三六（一九〇三）年、以下「勘四郎」とする）も、明治期の鳥取市内で写真館「永楽堂」（後には「喜多村写真館」とも称した）を開業した写真師である。

勘四郎はこれまで「鳥取城を撮影した写真師」あるいは「鳥取県で最初の写真師」として、新聞記事などで紹介されてきた。^②しかし、その生涯をうかがい知ることのできる資料がほとんど残っていないため、勘四郎の事績や人物像は定かではない。

一方で、勘四郎が撮影した写真、もしくは撮影したと推定される写真は、鳥取県立公文書館をはじめとし、鳥取県立博物館・鳥取市歴史博物館・個人などによる所蔵が確認されている。しかし、これらの写真について、網羅的な調査や史料学の観点に基づく作例の研究は、これまで行われてこなかった。

本稿では、文献史料などから、勘四郎とその息子で同じく写真師であった留蔵について明らかにするとともに、二人が撮影したガラス湿板写真および台紙写真の形態や撮影場の調度、被写体（人物・小道具）の情報を手がかりに、明治から大正初期にかけて永楽堂（喜多村写真館）が撮影した写真の態様の変遷をたどる。

一 喜多村勘四郎

本章では、勘四郎〔**図1**〕という人物について、これまで触れられてこなかった文献史料を基に探っていききたい。

(一) 鳥取城の撮影

「勘四郎が鳥取城を撮影した」という通説について、まず検討したい。鳥取城の写真は、佐々木孝文による論考が一つの成果となっている。⁴ 佐々木は、これまでに確認されている鳥取城の写真七点を比較し、城の解体に関する新出



〔**図1**〕 喜多村勘四郎
(明治30年代後半<推定>撮影、個人所蔵)

史料を基に、これらの撮影時期には幅があることを指摘した。また、大正九(一九二〇)年の新聞記事を紹介し、「勘四郎が鳥取城を撮影した」という通説は、大正期にはすでに定着していたとしている。⁵

〔史料1〕はその新聞記事で、大正九年に、岡田機外⁶が地元紙『鳥取新報』に連載した「舞台は廻る四十年」の第四一回「鳥取城趾の撮影と写真の嚆矢」⁷である。岡田は鳥取城が取り壊されるにあたり、城を写真に収めた経緯を次のように記している。

〔史料1〕

(前略) 未だ市内に一人の写真師が無かつた、併し其頃西町の喜多村が姫路市坂本町なる惣社入口に開業せる写真屋に見習ひをして居たので俄に直人を飛ばし右の喜多村某を呼び戻し鳥取城の写真を撮影したのであつた、此か兎に角本県に於ける写真の嚆矢なので現に市内で売り出して居る絵葉書は此写真を複写したものである(後略)

岡田が言う「城」とは、二ノ丸の「三階櫓」など明治一二(一八七九)年まで残っていた鳥取城の建物を指すと考えられる。⁸ 史料中の「其頃」がいつ頃を指すのかは不明であるが、明治一二年に撮影されたものと佐々木は指摘し

ている⁹。しかし、明治六年生まれの岡田は当時七歳前後であり、自身が年長者から話を聞き、記憶していたと考えた方が自然である。

岡田は、勘四郎が「姫路市坂本町」¹⁰の写真屋で見習いをしていても記載している。この情報は勘四郎が写真技術を習得した手がかりになり得るものだが、これを裏付ける史料は現在のところ確認できていない。

佐々木が紹介した七点の鳥取城の写真は、いずれも紙焼き写真か絵葉書である。撮影時はガラス湿板を用いたと思われるが、原板は確認されておらず、どの写真を勘四郎が撮影したのかは特定できていない。また、勘四郎が鳥取城を撮影したという根拠は、岡田の懐旧談のみであり、それも伝聞に基づいたものである可能性が否めない。よって、鳥取城の写真は、勘四郎が撮影したものであると軽々に断定することは避けたい。

(二) 史料にみる勘四郎

本節では、勘四郎という人物の基礎情報を整理しておく。前提として、勘四郎が写真師であったということは、前述の新聞記事のみであり、一次史料による確認はこれまで行われてこなかったことを指摘しておきたい。

〔史料2〕は、勘四郎の息子留蔵が在籍した因幡高等小

学校の学籍簿で、明治二四（一八九二）年のものである¹¹。因幡高等小学校は、明治一八年に設立された「鳥取高等科小学校」を起源とする高等小学校¹²で、現在の鳥取市立久松小学校に連なる教育機関である。〔史料2〕も現在は同校が保存している。

〔史料2〕

（表紙）「男子部 明治廿四年六月廿二日

四年級 一ノ組

二ノ組 学籍簿扣

四年級主任」印（濱野）

住所	住 所	西町八番地
職業	族 籍	士族
退 入学年月日	職 業	写真師
父兄姓名	退	廿一年八月
生徒姓名	勘四郎	
生 年 月	喜多村富造	
	十年五月廿日生	

【注】喜多村富造（留蔵）の部分に掲載。

通学里程は未記入のため省略。

学籍簿には、住所・族籍・職業・通学里程¹³・入退学年月日・父兄姓名・生徒姓名・生年月日が記載されている。これに

よると、勘四郎の族籍は「士族」、職業は「写真師」、住所は「西町八番地」である。この住所は、**〔図2〕**に示すとおり、若桜街道に面した一画である。¹⁷⁾「史料2」は、明治二四年作成の学籍簿であるが、これは「明治二十年四月学籍簿 邑美法美岩井三郡高等小学校」と題した簿冊に所収されており、富造¹⁶⁾(留蔵)が入学した明治二十一年時の学



〔図2〕明治21年頃の永楽堂周辺図

図中の【 】は現在の建物・施設名を、()は旧町名・旧名称を示す。

* 安政6(1859)年鳥取城下全図(鳥取県立博物館所蔵)、和紙公園「西町」尚徳町(鳥取地方法務局所蔵)、明治45年「鳥取市全図」を参考に作成。

籍簿も同じ簿冊に綴られる。明治二一年の学籍簿には職業欄はないが、住所は「邑美郡西町八番地」と記載されている。このことから、「西町八番地」という勘四郎の住所は、明治二一年まで遡ることができる。

族籍が士族となっていることから、旧鳥取藩士の家禄に關する記録を確認したところ、勘四郎の出自に關係するとみられる史料が残っていた。「史料3」の金禄公債証書売買表¹⁶⁾がそれであり、この中に証書の売主として「追廻シ町喜多村徳四郎」の名がみられる。

明治一一(一八七八)年に作成されたこの史料から、喜多村徳四郎(以下「徳四郎」とする)は金禄公債証書が交付された士族であり、「追廻シ町」に居住していたことが分かる。追廻シ町は、明治六年一二月に設定された町名である。¹⁷⁾〔図2〕のとおり現在の旧鳥取市役所近くであり、勘四郎の居住地とも近い。同年施行の大区小区制では邑美郡第一大区小区に属し、明治一五年五月に追廻シ町を含む八町が合併して、西町となる。¹⁸⁾同二二年市制施行の際、鳥取市の一部となった。

徳四郎の墓は、鳥取市新品治町の善久寺にあり、「明治十四年八月七日卒」(陰曆)と刻まれる。勘四郎の墓と同じ一画にあることから、徳四郎と勘四郎は一族と考えられる。

〔史料3〕「家禄」（明治11年）

売主		金禄公債証書売買表				買主	
鳥根県	区名 姓名	種類	記号	番号	枚数	府県	区名 姓名
					金員		
					十万千百十一		
、	同追廻シ町*1 喜多村徳四郎	三百円	波	四六七七	金 一 三〇〇	○	同*2
、	同	五十円	遍	二〇九九	金 一 五〇	○	同*2

【注】喜多村徳四郎の部分に掲載。
*1「同」は邑美部を指す。
*2「同」は国債局長を指す。



〔図3〕明治15年撮影写真の台紙裏面

（表面は〔図7〕を参照、鳥取県立公文書館所蔵）

（三）写真館「永楽堂」の開業

勘四郎が開業した写真館「永楽堂」について史料を基に考察しておきたい。永楽堂の正確な開業時期は定かではないが、第二章（二）で紹介する永楽堂の広告から、明治一二（一八七九）年以前と思われる。〔図3〕は、写真が貼られた台紙の裏面で、筆で「明治十五年五月廿三日 永楽堂ニテ写ス也」と書かれている。作例については第三章で考察するが、現存する永楽堂撮影の写真では最初期のものである。撮影者は勘四郎と思われるが、写真師に関する記載がないため、推測の域を出ない。

永楽堂の写真師が勘四郎であることを示す史料は、明治一八年まで下る。

〔史料4〕²⁰

●県庁写真

本県庁にては、一昨四日午後一時頃新県庁の玄関前に、長次官を始め、以下各官吏の方々が整列せられし処を写真せしめられたり、其写真師は若桜町旧惣門内なる永楽堂主人喜多村勘四郎氏にてありたり

【注】読点は引用者が付した。

〔史料4〕は、明治一八年一二月に新築された鳥取県庁

の玄関前で、長官（鳥取県令山田信道を指す）と官吏が記念撮影をしたとの新聞記事である。「若桜町旧惣門」とは、〔図2〕に示すとおり、現在の旧鳥取市役所付近にあった門である。この記事から、明治一八年の時点で永楽堂は、旧惣門の内側、すなわち北東側に位置していたことが分かる。

永楽堂の具体的な場所を示す史料が出てくるのは、明治二一（一八八八）年で、『鳥取新報』に掲載された新聞広告である。

〔史料5〕²²⁾

広告

数学叢誌老部二銭六厘○拾部廿三銭市外別二、郵税老銭宛
ヲ要ス、右来四月ヨリ毎月二回発行ス、郵券貳銭ヲ投セハ、

見本ヲ呈ス

鳥取西町六十二番邸

韶陽会

（御申込所（病院隣写真師）永楽堂）

【注】読点は引用者が付した。

〔史料5〕は、韶陽会が雑誌『数学叢誌』を発行すると
の広告であり、その雑誌の申込所が永楽堂であることを示

す。韶陽会が雑誌の申込先を永楽堂にした意図は定かではないが、肝要なのは、永楽堂の位置が「病院隣」と記載されていることである。ここでいう「病院」は、若桜街道筋の西町七番地（〔図2〕参照）にあった県立鳥取病院を指す²³⁾。このことは、明治二〇年および二二年に永楽堂で撮影された台紙写真（後掲の〔表2〕参照、裏面にある「鳥取若桜海道筋永楽堂」という記載とも矛盾しない。永楽堂の正確な位置の考証は、次章に譲るが、明治二一年頃には、勘四郎の居住地（病院の向かい側）と永楽堂（病院隣）は、若桜街道を挟んで別の場所にあったことになる。

勘四郎は明治三六（一九〇三）年一月一日に五五歳で亡くなり、永楽堂は、勘四郎の息子である留蔵へ引き継がれることとなる²⁴⁾。

二 喜多村留蔵

本章では、勘四郎の息子である喜多村留蔵（以下「留蔵」とする）〔図4〕を紹介する。留蔵については、福田陽一が「因幡地方（戦前について）写真館（師）開業 アマチュア写真クラブ創立の年」として年表にまとめた中で、勘四郎から永楽堂を引き継ぎ、その後台湾で吏員となったことを記載しているのみで、それ以外の文献では特段触れられ

ることはなかった。そこで、新たな文献史料に基づき、留蔵の履歴を紹介するとともに、永楽堂の所在地について改めて考察する。

(一) 留蔵の人物像

明治一〇(一八七七)年生まれ、留蔵は、後に台湾へ移住することになるが、現在でも台湾に史料が保存されており、経歴の詳細が把握できる。次の〔史料6〕は、その一部である。



〔図4〕喜多村留蔵(中央奥)
(明治40年代<推定>撮影、個人所蔵)

〔史料6〕⁽²⁸⁾

〔欄外〕「写真係」「煙草課へ通信用分」「秘書課飛鳥井属紹介」

履歴書

鳥取県士族 喜多村留蔵

明治十年五月二十日生

原籍 鳥取県鳥取市西町七番地一

現住所 台北市御成町一丁目廿八番地

明治二十一年七月十日 小学科卒業 醇風尋常小学校

同二十五年三月廿六日 高等小学科卒業 鳥取高等小学校

同二十八年十二月 写真術ヲ修得ス

大正五年四月十九日 雇ヲ命ス日給八十五銭 台湾総督府

同日 民政部法務部勤務ヲ命ス 同

(中略)

右

喜多村留蔵 (印)

〔史料6〕は、台湾総督府専売局の「大正十一年六月人事書類」に綴られた留蔵本人が書いた履歴書(抜粋)で、留蔵の族籍、生年月日、原籍、現住所、学歴・職歴が記載されている。これらのうち、族籍と生年月日、そして鳥取高等小学校に在籍していたことは、〔史料2〕と一致する。原籍(住所)については、〔史料2〕では「西町八番地」

とあったものが、「史料6」では永楽堂のあった「西町七番地一」となっている。時期は不明だが、居住地が永楽堂に移ったと思われる。

留蔵の足跡をたどると、まず醇風尋常小学校時代、明治一八年一月一八日付の『鳥取新報』³⁰に留蔵の名が確認される。同校の秋期試験優等生三八名のうち、初等科四級生に「喜多村富蔵」³¹の名が挙げられている。

醇風尋常小学校・鳥取高等小学校を卒業後、明治二八年一二月には「写真術ヲ修得」³²している。その後永楽堂では、留蔵と勘四郎の二人が写真撮影を行ったものと推察されるが、具体的な史料は見出せない。

勘四郎が明治三十六年に亡くなった後は、留蔵が永楽堂を引き継いでおり、このことは後述する広告や写真台紙からも明らかである。なお、明治四四年の『因伯時報』に「喜多村永楽堂の娘」が、山陰を旅行中の外国人に同行して写真を撮影したとの記事が掲載されている。このことから、当時永楽堂には留蔵以外にも写真術を習得した人物(女性)がいたようである。³³

〔史料6〕によると、留蔵は大正五(一九一六)年四月には台湾総督府雇となっており、台湾へ移住したことが分かる。〔史料6〕の欄外に「写真係」とあり、台湾総督府においても留蔵の写真技術は重宝されたようだ。³⁴

留蔵の渡台で永楽堂は閉店したと考えられるが、そのことを示す史料がないため、詳細は不明である。閉店時には、写真機材のほか相当量の原板もあったと思われるが、どのように処分されたかも分かっていない。

(二) 永楽堂の広告

勘四郎の没後、留蔵の代になると、永楽堂(喜多村写真館)の広告が刊行物や新聞に掲載されるようになった。³⁵〔表1〕は、確認できた永楽堂の広告一覧である。最も早いものは、勘四郎が没した二ヵ月後の明治三七(一九〇四)年一月一日付の『鳥取毎夕新聞』である(〔表1〕通番1)。

明治四二年六月に刊行の『鳥取案内記』に掲載された広告は注目に値する(〔表1〕通番2)。広告には「開業以来三十余年間ノ経験ヲ以テ優美高尚ニシテ技術鮮明ナリ」とあり、写真館の開業から三〇年以上経過していると記載される。これが事実とすれば、永楽堂は明治一二年以前に開業していたことになる。

付言すると、『鳥取案内記』は、市内で印刷業を営んでいた吉田八得が編集したもので、原稿が鳥取県立図書館に所蔵されている。原稿に綴られている「商工業国稅營業者」の「写真業」の項には「西町 喜多村留蔵」を含め三名の写真師が記載される。³⁸『鳥取案内記』は明治四〇年二月と

〔表 1〕

通番	年月日	西暦	出典	備考
1	明治 37 年 1 月 1 日	1904	『鳥取毎夕新聞』	
2	明治 42 年 6 月刊	1909	『鳥取案内記』	
3	明治 42 年 10 月 21 日	1909	『因伯時報』	
4	明治 42 年 10 月刊	1909	『鳥取案内』	本文 55 頁に「写真店の重なるもの」として「喜多村写真館(永楽堂)」が挙げられている。
5	明治 43 年 1 月 1 日	1910	『因伯時報』	
6	明治 43 年 1 月 19 日	1910	『因伯時報』	1 月 21 日、1 月 25 日にも同じ広告あり
7	明治 43 年 5 月 28 日	1910	『因伯時報』	地久節
8	明治 43 年 7 月 17 日	1910	『因伯時報』	韓国皇太子の行啓
9	明治 43 年 11 月 3 日	1910	『因伯時報』	天長節
10	明治 44 年 1 月 1 日	1911	『因伯時報』	
11	明治 45 年 1 月 1 日	1912	『因伯時報』	
12	明治 45 年刊	1912	『五百円以上所有者地価表姓名録』	
13	明治 45 年 3 月 1 日	1912	『因伯時報』	山陰線全線開通。本広告では永楽堂の位置が「県庁前」とあるが、詳細は不明。
14	大正元年 9 月 13 日	1912	『因伯時報』	明治天皇大喪
15	大正 3 年 1 月 1 日	1914	『鳥取新報』	
16	大正 3 年 5 月 8 日	1914	『因伯時報』	師範学校にて火事
17	大正 3 年 5 月 8 日	1914	『鳥取新報』	師範学校にて火事
18	大正 5 年 1 月 1 日	1916	『因伯時報』	

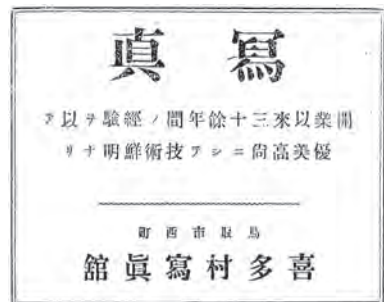
〔注〕各紙・刊物の所蔵については、以下のとおり。

『鳥取毎夕新聞』… 鳥取市歴史博物館所蔵 『因伯時報』『鳥取新報』… 鳥取県立図書館所蔵
 『鳥取案内記』『鳥取案内』『五百円以上所有者地価表姓名録』… 国立国会図書館デジタルコレクション



通番 3

明治 42 年 10 月 21 日 『因伯時報』



通番 2

明治 42 年 6 月刊 『鳥取案内記』

寫眞廣告

今回輸入、最新發明絹
地寫眞紙、原節獨特ノ技術ヲ以
テ印畫調製可致候其影畫
ノ一種趣キハ異ニシテ高尙ナル也
ニ比類ナキ也、ニ候、大方ノ階級御
試寫
鳥取市西町(縣立病院隣)

喜多村寫眞館

通番 6

明治 43 年 1 月 19 日 『因伯時報』

鳥取市西町

永樂堂

寫眞

喜多村寫眞館

通番 4

明治 42 年 10 月刊 『鳥取案内』

喜多村寫眞館

鳥取市西町赤十字病院隣

通番 18

大正 5 年 1 月 1 日
『因伯時報』

謹テ敬吊ノ意ヲ表ス

寫眞師 喜多村留藏

鳥取市西町

通番 14

大正元年 9 月 13 日
『因伯時報』

鳥取市西町縣廳前

喜多村寫眞館

永樂堂

通番 13

明治 45 年 3 月 1 日
『因伯時報』

正 賀

喜多村寫眞館

鳥取市西町

通番 11

明治 45 年 1 月 1 日
『因伯時報』

同四二年六月の二回刊行された。内容はほぼ同じであるが、前者は商店の広告がなく、後者には広告が掲載された。

新聞広告の掲載回数が多いのは、『因伯時報』である。明治四二年一〇月二日付〔表1〕通番3〕をはじめ以後、元日、地久節、韓国皇太子の行啓、天長節、山陰線全線開通、明治天皇大喪など特別な行事の際に広告を出している。特に明治天皇大喪の際には、「写真師 喜多村留蔵」として広告を出しており、永楽堂を留蔵が引き継いでいることが確認できる。行事以外での広告としては、明治四三年一月一九日付の『因伯時報』掲載のものがある。「今回輸入ノ最新発明絹地写真紙、弊館独得ノ技術ヲ以テ印画調製可致候、其影画ノ一種趣キヲ異ニシテ高尚ナル、実ニ比類ナキモノニ候、大方ノ諸彦御試写アラン事ヲ奉希上候」〔読点は引用者〕とある。「最新発明絹地写真紙」がどのような印画紙かは不明であるが、写真技術を誇示する内容である。

別の地元紙である『鳥取新報』への広告掲載は、大正三（一九一四）年の元日と、同年五月に近隣の師範学校で発生した火事への見舞いに対するお礼の二件が確認されるが、後者の広告は同じものが『因伯時報』にも掲載されている。

なお、明治四〇年代には「永楽堂」と「喜多村写真館」という二つの屋号が用いられているが、大正期に入ると「永

楽堂」という名称は使用されなくなる。

確認できた最後の広告は、大正五（一九一六）年元日の『因伯時報』に掲載されたものである。前述のとおり、この後、留蔵は台湾に移住した。

（三）和紙公園にみる「永楽堂」の所在地

永楽堂の所在地は西町の県立鳥取病院（後の日本赤十字社鳥取支部病院）の隣にあったことは、第一章（三）で述べたが、本節では、鳥取地方法務局所蔵の和紙公園から永楽堂の詳細な位置について考察する。

先の〔史料6〕で、留蔵の原籍は「鳥取県鳥取市西町七番地一」とあった。〔図5〕は、鳥取地方法務局所蔵の「尚徳町」の和紙公園（旧土地台帳付属図）を基に作成したものである。和紙公園は明治期に作成されたもので、「筆」ごとに土地の形状や地番が記載され、加筆修正のたびに紙が貼付けられている。この和紙公園によると、七番一は、若桜街道に面した一画で、県立鳥取病院と師範学校の間にあった。正確には、病院と七番一の間には七番四がある。〔旧土地台帳〕で七番一を確認すると、明治四〇（一九〇七）年四月二四日に、留蔵が土地を取得していることが分かる。このため、留蔵による土地取得までの間、永楽堂の土地は借地であった可能性がある。その後、留蔵名義の七番一の



〔図5〕明治40年頃の県立鳥取病院周辺図

*の区画は、和紙公図に貼り紙が付せられており、地番は確認できなかった。

土地は、大正八（一九一九）年一月に個人に売却され、大正一四年一〇月に日本赤十字社が取得している。^①

なお、七番二と七番四は、明治四〇年四月に鳥取県が病院用地として買収し、大正四年八月に県から日本赤十字社へ譲渡された。

ここで、永楽堂の所在地について、整理しておく。勘四郎時代の明治二二年頃には、居住地（西町八番地）とは別に、県立鳥取病院（同町七番地）の北東隣（同町七番一）

に永楽堂は位置した。「旧土地台帳」に勘四郎の名前がないことから、これらの土地は借地であった可能性がある。やがて、居住地は西町八番地から永楽堂（同町七番地一）に移る。明治四〇年、留蔵はこの土地を購入したが、留蔵が大正五年に台湾へ渡った後、大正八年に個人へ売却し、大正一四年には日本赤十字社鳥取支部病院（現在は鳥取赤十字病院）の敷地の一部となった。

三 勘四郎・留蔵の写真作例

本章では、永楽堂の写真は勘四郎または留蔵が撮影したという前提の下、写真を時系列に整理・比較することで、永楽堂の写真の態様の変遷を追っていく。

〔表2〕は、次の三点の条件から、永楽堂が撮影したと特定できる写真を整理し、一覧にしたものである。一点目は、ガラス写真収納用木箱に永楽堂の印章が押印されていること、二点目は、写真台紙裏に永楽堂と書かれているもの、または勘四郎の名が見られるもの、三点目は、写真台紙に「永楽堂」または「喜多村」というロゴマークが印字されているものである。これらの条件に合致する写真は二七点ある（本稿に図版を掲載しているものは〔表2〕に図版番号を記載しているので参照されたい）。

【表2】

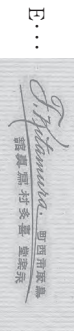
番号	図版番号	年代 ¹⁾	種類	被写体	口寸	写真寸法 (台紙寸法) センチメートル cm	所蔵者	備考
1	【図7】	明治15年	紙	男1名・男女児各1名【座】	-	5.5 × 8.8 (6.0 × 10.0)	鳥取県立公文書館	裏面筆「明治十五年五月廿三日永楽堂一子写真也」
2	【図8】	明治20年	紙	女6名【座3名・立3名】、椅子3脚	-	5.5 × 8.8 (6.3 × 10.5)	鳥取県立公文書館	裏面筆「岡田人 和田 木村岡人 多田」「鳥取若松海道筋永楽堂」【明治廿年【判読不能】】
3		(明治) 21年	紙	男1名(上半身)	-	8.8 × 5.4 (10.5 × 6.3)	鳥取県立公文書館	裏面筆「鳥取若松海道筋永楽堂」【211写】
4	【図9】	明治10年代後半～ 20年代	ガラス*2	男児1名【座】、椅子	-	7.2 × 4.7*3	長崎大学附属図書館	木箱筆「於鳥取 馬場亭一傑」箱印「因州永楽堂写真」・幕末・明治期日本古写真コレクションNo.5856
5	【図10】	明治10年代後半～ 20年代	ガラス*2	女1名【立】、椅子	-	9.4 × 6.7	鳥取県立公文書館	木箱印「因州永楽堂写真」
6	【図11】	明治10年代後半～ 20年代	ガラス*2	女1名【座】、椅子	-	9.3 × 6.5	鳥取県立公文書館	木箱印「因州永楽堂写真」
7	【図12】	明治10年代後半～ 20年代	ガラス*2	男1名【立】、女1名【座】、椅子	-	9.3 × 6.6	鳥取県立博物館	木箱印「因州永楽堂写真」
8		明治10年代後半～ 20年代	ガラス*2	男1名(鉄田宣照) 上半身	-	9.4 × 6.6	個人	木箱筆「Nobuteru Onoda」箱印「因州永楽堂写真」・井上家文書121
9	【図6】	(明治30年頃)	紙	歩兵第40聯隊正門前	-	21.0 × 27.2 (32.3 × 40.0)	鳥取県立公文書館	裏面筆「小坂種大蔵氏寄贈」「鳥取第四拾聯隊寄贈」・貼り紙「鳥取県鳥取市西町 写真師 豊多村勲四郎」
10	【図13】	明治(31年～35年)	紙	女児2名・男児1名【立】	A	9.0 × 5.9 (10.7 × 6.6)	個人	裏面筆「明治〔 〕年三月廿六日 井上文野〔 〕才 同筆 〔 〕(三か五) 才 同俊子 十才、井上家文書520」
11	【図14】	(明治30年代前半)	紙	幼児1名【座】、女児1名【立】、椅子2脚	A	9.0 × 6.0 (10.7 × 6.5)	鳥取県立公文書館	
12		(明治35年)	紙	「近藤喜八郎所有 鳥取県日野郡福岡鉄山全景模型、屏風」	B	9.8 × 13.8 (16.6 × 22.1)	個人	年代は近藤家文書7231-19から推定、近藤家文書8517
13		(明治35年)	紙	福岡山鉄山模型、男2名【座】、男1名【立】、椅子、屏風	B	9.9 × 13.9 (16.6 × 22.1)	個人	年代は近藤家文書7231-19から推定、近藤家文書8517
14		(明治35年)	紙	福岡山鉄山模型	B	10.0 × 14.5 (16.6 × 22.0)	個人	年代は近藤家文書7231-19から推定、近藤家文書8517
15		(明治35年)	紙	福岡山鉄山模型	B	10.0 × 14.1 (16.6 × 22.1)	個人	年代は近藤家文書7231-19から推定、近藤家文書8517
16		(明治35年)	紙	福岡山鉄山模型〔鏡壇場三十五分ノ一〕	C	5.9 × 8.9 (7.5 × 11.5)	個人	年代は近藤家文書7231-19から推定、近藤家文書8507
17		(明治35年)	紙	福岡山鉄山模型(「鍛工場三十分ノ一」)	C	5.8 × 8.9 (7.5 × 11.5)	個人	年代は近藤家文書7231-19から推定、近藤家文書8507

18	【図15】(明治30年代前半)	紙	女1名【立】、椅子1脚	C	87×58 (11.5×7.6)	個人	井上家文書547
19	【図16】(明治30年代前半)	紙	井上謙治ほか男計8名【4名座・4名立】、 椅子4脚	B	101×144 (10.7×16.5)	個人	井上家文書520
20	【図17】(明治30年代前半)	紙	男児1名・男1名・女1名【立】、男1名・ 女2名【座】、椅子4脚	B	80×11.0 (8.8×13.2)	鳥取市歴史博物館	裏面筆「谷澤木村せいでい 安造 高崎末藏 高崎 安久 高崎なか 高崎まつし、高崎功六関係 資料
21	【図18】(明治30年代前半)	紙	岡崎平内【座】	B	14.6×10.1 (16.4×10.7)	鳥取県立博物館	岡崎平内家文書100
22	【図19】明治40年	紙	男1名【立】、女1名【座】、椅子1脚	D	14.1×9.8 (1.75×12.0)	個人	裏面筆「明治四十年八月十四日結婚記念し、 井上家文書557
23	明治44年	紙	男1名・女2名・男児【座】、男2名・ 女児1名【立】	E	9.8×14.0 (13.7×19.4)	個人	覆紙「進呈 家族記念 明治四拾四年一月四 日号之」井上家文書552
24	【図20】大正2年	紙	男児2名・女1名【立】、椅子1脚	E	10.8×7.9 (16.6×11.4)	個人	裏面筆「大正二年十二月一日 大村よし子 正治 英明、井上家文書561
25	【図21】大正3年	紙	男1名・女1名【座】、女2名・男児2 名【立】、椅子2脚	E	14.0×9.7 (1.88×13.3)	個人	裏面筆「大正三年九月吉日号之 在鳥 大村 家族し、井上家文書537
26	【図22】大正4年	紙	男児1名【座】、男児1名・女1名【立】	E	10.9×7.9 (16.5×11.5)	個人	裏面筆「大正四年四月二日号又 英明七歳 男子拾五歳 正治三歳し、井上家文書552
27	【図23】(明治末期～大正5年)	紙	女児1名【立】	E	8.8×6.0 (12.1×7.9)	個人	井上家文書547

【注】

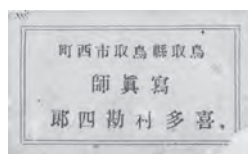
- 1 () は筆者による推定年代。 2 ガラ又は、フノンロタイアを指す。
3 所蔵元の長崎大学附属図書館ホームページ「幕末・明治期日本古写真データベース」目録番号S856の「形状」を参照した。

【ロケマーク】





〔図6-a〕 番号9 歩兵第40聯隊正門前
(明治30年頃<推定>撮影、鳥取県立公文書館所蔵)



〔図6-b〕 裏面貼り紙
タテ 2.7cm × ヨコ 4.5cm

(二) 写真の撮影年代

二七点の写真のうち、撮影年代が特定または推定できる写真は一六点、不明なものが一点である。前者一六点の内訳は、写真に撮影年が記載されているものが、〔表2〕の番号1・2・3・22・26（以下、番号とあるものは〔表2〕の番号を指す）の八点で、関連文書から年代が推測できる写真が八点（番号9・10・12・17）である。

まず、関連文書から撮影年代が推測できる写真八点について、おおよその年代を示す。

番号9⁽⁴⁵⁾は、歩兵第四〇聯隊正門前を写したものである。第四〇聯隊は、明治二九（一八九六）年一二月に鳥取市に設置が決定され、翌三〇年四月に大阪の仮兵舎から転営している。⁽⁴⁶⁾番号9の写真裏面の貼り紙には「鳥取県鳥取市西町 写真師 喜多村勘四郎」とあることから、勘四郎が撮影した写真と断定できるので、撮影年代は明治三〇年から勘四郎没年の同三六年の間であり、写っている植栽の状況から明治三〇年の転営から間もなくの時期と推測される。

番号10は、裏面に記載された文字の一部が摩滅して判読不能なため、年代の特定はできないが、「明治（ ）年三月廿六日 井上文野（ ）才 準 ■（三か五）才 俊子 十■才」と記されている。井上家文書⁽⁴⁷⁾五二八「井上家戸籍其他身分二関スル件一綴」によると、準は明治二九年

四月生まれであることから、満年齢と数え年との両方の場合を考量した結果、明治三二年から三五年の間に撮影された写真と考えられる。

番号12～17は、日野町根雨の近藤家が所蔵する写真で、「福岡山鉄山模型」は、明治三六（一九〇三）年に大阪で開催された第五回内国勧業博覧会に出品されたものである。近藤家手代が五代当主喜八郎とその息子喜兵衛へ宛てた明治三五年一月三日付の書簡^④で、出品する模型を大阪へ運送する段取りを報告しており、その中に「撮影者明四日中二者出来濟二而、携帶帰国可仕候」と書かれている。このことから、撮影日は明治三五年一月四日であったことが分かる。

次に、撮影年代が不明な一一点の写真について、年代の推測を試みたい。撮影年代の推測にあたっては、「後画幕」や床の模様、さらに写真台紙のロゴマークにも注意を払う必要がある。^⑤「後画幕」とは、写真の背景となる風景などが描かれた幕のことで、写真機材を扱う店で入手が可能であった。^⑥

番号4～8は、写真の支持体^⑦がガラスであること、後画幕がないこと、明治二〇年の写真（番号2）と同一の椅子が使われている（番号4～7）^⑧ことから、明治一〇年代後半から二〇年代と考えられる。^⑨

番号11は、後画幕と床の模様および写真台紙のロゴマークが、明治三二年から三五年の間に撮影されたと推定される番号10と同じであることから、明治三〇年代前半の撮影の可能性が高い。

番号18は、後画幕と床の模様は、番号10と一致しており、写真台紙のロゴマークが、明治三五年撮影と推定される番号16・17と一致することから、これも明治三〇年代前半の撮影と推測できる。

番号19・20・21は、後画幕が使用されていないが、撮影場の床が、番号10と同じであり、ロゴマークは明治三五年の写真（番号12～15）と一致することから、明治三〇年代前半と考えられる。

番号27は、後画幕・床の模様がどの写真とも一致しないが、写真台紙のロゴマークには「留蔵」の名前の頭文字である「T」が印字されていることから、留蔵時代の写真と特定される。このロゴマークが使用されたのは、明治末期から留蔵が渡台する大正五年までの間であるため、番号27もこの期間に撮影されたものと考えられる。

本節のまとめとして、二七点の撮影者を整理する。番号1～8は、明治一五年から二〇年代に勘四郎が撮影したと推測でき、この時期をI期とする。番号10～21は、明治三〇年代前半の撮影と推測されるが、この時期は留蔵も写

真術を習得しているため、勘四郎が留蔵のいずれが撮影したかの特定は困難である。この時期をⅡ期とする。なお、番号9もⅡ期に属するが、前述のとおり、撮影者は勘四郎と断定できる。番号22～27は、勘四郎の没後以降の撮影であり、撮影者は留蔵と推定され、この期間をⅢ期とする。

(二) 小道具や調度品の変遷

本節では、被写体が身につける小道具や撮影用の椅子などの調度品、床の状態から、前述のⅠ・Ⅱ・Ⅲ期における撮影場の特徴を述べる。

Ⅰ期は写真の普及期で、変化が目立つ時期である。番号1は、まず床に布が敷かれ、その上に被写体が座している。小道具は、中央の男性の前に急須・湯飲み・盆が置かれ、右の男児は開いた本を、左の女児は閉じた本を手にしている。男性の右隣には、布で覆った台座の上に植木鉢が置かれている。

明治二〇(一八八七)年撮影の番号2は、女性六名と椅子三脚、左端には台座のようなものが写っている。床は板張りで、女性たちは下駄や草履を履いており、番号1と比較すると、撮影場の様相は異なる。

番号4～7の床は、番号2と同様板張りであり、被写体は全員履物を履いており、椅子も使われている。小道具に

目を移すと、番号4・5・7の被写体は、洋傘を手にしていて(番号7は女性のみ)。番号6・7は台座と植木鉢を設置しており、番号5は女性が椅子に座らずに手を添えるなど、構図を意識した撮影をうかがわせる。



〔図7〕 番号1

(明治15年撮影、鳥取県立公文書館所蔵)

以上のことから、Ⅰ期は、番号1の撮影年である明治一五年以降、撮影場は、板張りの床や椅子の登場によって変化を遂げている。

Ⅱ期はⅠ期とは大きく様相が異なる。先述のとおり、「後画幕」が登場し、床には模様があり、被写体も履物を履いていない(番号10・

Ⅲ期は、Ⅱ期と比較すると、椅子は変化していないように見えるが、後画幕の種類が増えており（番号22・24）、床の模様もⅡ期とは異なっている。



〔図8〕 番号2

（明治20年撮影、鳥取県立公文書館所蔵）

11・18）。椅子は、光沢感ある素材に房飾り（フリンジ）付きの西洋風のもので新たに設置されている。Ⅱ期では後画幕を使用していない写真も見られる（番号19・20・21）。Ⅰ期と異なる点は、写真に植木鉢と台座は見られず、洋傘などの小道具を手にする被写体も見られない。



〔図10〕 番号5

（明治10年代後半～20年代＜推定＞撮影、鳥取県立公文書館所蔵）



〔図9〕 番号4

（明治10年代後半～20年代＜推定＞撮影、長崎大学附属図書館所蔵）



〔図 12〕 番号 7

(明治 10 年代後半～ 20 年代<推定>
撮影、鳥取県立博物館所蔵)



〔図 11〕 番号 6

(明治 10 年代後半～ 20 年代<推定>
撮影、鳥取県立公文書館所蔵)



〔図 14〕 番号 11

(明治 30 年代前半<推定>撮影、
鳥取県立公文書館所蔵)



〔図 13〕 番号 10

(明治 31 ～ 35 年<推定>撮影、
個人所蔵)



〔図 16〕 番号 19
 (明治 30 年代前半<推定>撮影、個人所蔵)



〔図 17〕 番号 20
 (明治 30 年代前半<推定>撮影、
 鳥取市歴史博物館所蔵)



〔図 19〕 番号 22
 (明治 40 年撮影、個人所蔵)



〔図 15〕 番号 18
 (明治 30 年代前半<推定>撮影、
 個人所蔵)



〔図 18〕 番号 21
 (明治 30 年代前半<推定>撮影、
 鳥取県立博物館所蔵)



〔図 21〕 番号 25
 (大正 3 年撮影、個人所蔵)



〔図 20〕 番号 24
 (大正 2 年撮影、個人所蔵)



〔図 23〕 番号 27
 (明治末期～大正 5 年<推定>
 撮影、個人所蔵)



〔図 22〕 番号 26
 (大正 4 年撮影、個人所蔵)

おわりに

本稿では、第一章および第二章で勘四郎とその息子留蔵に関する文献史料を紹介した。永楽堂の開業年は明治一二年（一八七九）年以前と推定され、所在地は県立鳥取病院の北東隣であったことが判明した。また、永楽堂（喜多村写真館）が撮影した写真二七点について、写真裏面または木箱に記された文字情報や他の文献史料と照合し、撮影年代を推定した。さらに、被写体が身につける小道具や撮影場に備え付けられた「後画幕」、床の模様、写真台紙のロゴマーク、これらの変遷を総合的に検討し、写真をⅠ・Ⅱ・Ⅲ期に分類した。

一方で課題も残る。第一には、鳥取県で最初の写真師は誰か、という問題である。「最初の写真師」とは、写真術を習得した者なのか、写真館を開業した者なのか、定義づけが必要だが、明治初期の鳥取市域に限っても、勘四郎以外の以下の二名が写真術を習得、または写真館を開業したことが新聞記事から確認されている。一人は「大西某」、もう一人は山本久造である。大西は、長崎で写真術を習得したとされ、その発端は、鳥取藩の国産役所用懸の木原義助が万延元（一八六〇）年に長崎でフランス人に木原自身を撮影させ、その写真を持ち帰ったことである。木原は、

写真業を鳥取でも起こすことを藩に建白し、聞き届けられると大西某を写真術習得のため長崎へ派遣したのであった。⁵⁵山本は「上国」で「洋師」から写真術を習得し、明治一三（一八八〇）年七月に若桜橋詰（現在の鳥取市元町付近）で写真館を開業している。⁵⁶両者とも、撮影写真の現存は確認されていない。

いずれにしても、勘四郎が「鳥取で最初の写真師」という通説は、大西、山本の存在を考えると疑問が残る。しかし、大西、山本とも文献史料に登場する期間はごくわずかであることから、写真師として成功を治めるに至らなかったとみえる。一方で、勘四郎は、写真が普及し始めた明治一〇年代に写真館を開業し、鳥取県庁舎の記念撮影を任されるなど、親子二代にわたって続く写真館の基礎を築いた。鳥取城の撮影についての確証が得られていないことは遺憾であるが、「鳥取で最初に成功した写真師」ということはできよう。

明治三〇年代に入ると、鳥取市内をはじめ、県内でも写真館が増え始める。本県の写真発展の様相を明らかにするために、個々の写真館の研究を蓄積する必要がある。

鳥取市については、昭和一八（一九四三）年の鳥取大震災、同二七年の鳥取大火と、二度にわたって大規模災害に見舞われ、写真を含む多くの史料が失われている。残され

た明治・大正期の写真を地域アーカイブズとして保存・活用していくことも重要な課題である。

【謝辞】

写真・文献史料の調査および写真掲載にあたり、各資料の所蔵者ならびに各機関より御高配を賜りました。また、本稿執筆にあたり、鳥取市教育委員会文化財課佐々木孝文氏、鳥取市歴史博物館横山展宏氏には貴重な御助言を賜りました。ここに記して深謝申し上げます。

【注】

- (1) 明治期における鳥取県内の写真師を取り上げた研究としては「1 米子の写真史」(『新修米子市史 第十三巻 資料編 写真』、米子市史編さん協議会編、米子市刊、一九九六年刊)が挙げられる。明治一一(一八七八)年に米子城を撮影した写真師の山本良種(嘉永七(一八五四)年〜昭和七(一九三二)年)を紹介している。良種が写真館を開業した年代は不明とされるが明治一八年の町絵図に良種の「写真場」が記載されている。
- (2) 勘四郎の墓には戒名「正遵院寫開喜勘居士」と「明治三十六年十一月十一日 旧九月廿二日 行年五拾五歳」(没年・行年)が刻まれており、勘四郎の生年を推定した。

- (3) 村尾泰「八十年 ある古老の目から」(『毎日新聞』鳥取版、昭和三七(一九六二)年三月四日付)、大久保弘「鳥取市」鳥取市、事始め。物語」(郷土シリーズ(十)、鳥取市教育福祉振興会刊、一九七九年復刻刊、六〇(六一頁)、福田陽一「大正時代に花咲いた光影倶楽部の記録」(二〇〇七年刊、六九(七一頁))
- (4) 佐々木孝文「鳥取城の古写真について―新史料による評価の試み―」(『鳥取城調査研究年報』第六号、鳥取市教育委員会編刊、二〇一三年刊)
- (5) 前掲注(4)
- (6) 岡田機外(明治六(一八七三)年〜昭和二四(一九四九)年)は、岩美郡宇倍野村(現在の鳥取市)出身の俳人。本名は鉄藏。
- (7) 大正九(一九二〇)年三月三日付。
- (8) 前掲注(4)
- (9) 前掲注(4)
- (10) 前掲注(4)で、佐々木は「坂本町」ではなく「坂田町」ではないかと、誤記の可能性を指摘している。
- (11) 「学籍簿」鳥取市立久松小学校所蔵、鳥取県立公文書館収集資料マイクروفイルムF一九九一四一
- (12) 鳥取高等科小学校は、三郡高等小学校、六郡高等小学校と名称が変わり、明二二(一八八九)年に因幡高等小学校、同二六年には鳥取高等小学校と改称した(沿革史 鳥取高等小学校)鳥取市立久松小学校所蔵、鳥取県立公文書館収集資料

マイクロフィルムC1961-26)。

然としない。

(13) 四年級の全生徒の通学里程が未記入である。

(14) 鳥取地方事務局所蔵 和紙公文「西町」

(15) 学簿には「富造」と表記される。名前の表記については、

後掲注(31)を参照のこと。

(16) 「家禄 明治十一年」(鳥根県公文書センター所蔵、県四一五一

一M一〇〇一〇一、鳥取県立公文書館収集資料マイクロフィル

ムC100109)

(17) 従来の「鳥取郭内」の呼称が廃止され、新たに一九の町名が

定められた(明治六(一八七三)年鳥取県第三八三号「御布告」、

引継簿冊番号〇〇〇二一九九〇〇四四四一三、鳥取県立公文

書館所蔵)。なお、この簿冊には図面が添付されていないが、

図面は「公文録・明治六年・第四百六十六巻・明治六年十一月・

大蔵省伺(二)」のうち「鳥取県下旧郭内町名分界伺」(国立

公文書館所蔵)に綴られており、国立公文書館デジタルアー

カイブで閲覧が可能である。

<https://www.digital.archives.go.jp/item/304009>

(18) 明治一五(一八八二)年五月二二日付の鳥取県甲第七八号(鳥

取県立図書館所蔵「鳥取県令」三二七/五/郷土WH、ただ

し例規の名称が「県令」となるのは明治一九年からである)

(19) 裏面その他の文字情報として、英字筆記体のような文字(判

読不能)や印章(赤に四角)のようなものが見られるが、判

(20) 明治一八(一八八五)年二月六日付『鳥取新報』、東京大学

大学院法学政治学研究所附属近代日本法政史料センター明治

新聞雑誌文庫(以下「東大明治新聞雑誌文庫」)所蔵、鳥取県

立公文書館収集資料マイクロフィルムE1879

(21) この時の写真の現存は確認されていない。

(22) 明治二一(一八八八)年三月二九日付、東大明治新聞雑誌文庫

所蔵、鳥取県立公文書館収集資料マイクロフィルムE1875

(23) 韶陽会は、明治二二年に設立された団体で「実地詩文ノ練習」

や「各人智識ノ交換」を目的とした(『英華集』第一編、明治

二二年二月印刷、鳥取県立図書館所蔵、〇五〇/一八/郷土H)。

『数学叢誌』は「我カ山陰道ノ如キ山岳重畳、交通不便ナルヲ

以テ、自ラ其進歩ノ程度、他ノ諸国ニ比シテ劣ル処アルヲ見ル

ことから、「数学ノ拡張」を目的として刊行された数学研究雜

誌である(『数学叢誌』第壹号「本誌ノ主旨」明治二二年四月

二五日刊、韶陽会刊、国立国会図書館デジタルコレクション)。

(24) 「引継目録演説書 衛生課ノ部」(明治二二年、引継簿冊番号

〇〇〇二一九九〇〇七四七一九、鳥取県立公文書館所蔵)に

所収される「第壹号 衛生事務ニ関スル演舌書」には「病院

ハ県立一ヶ所、私立二ヶ所ニシテ、県立病院ハ鳥取西町七番

地ニアリ(中略)私立病院ハ智頭郡智頭宿(甲)、久米郡倉吉

(乙)ニアリ」とあることから、県立鳥取病院と比定できる。

(25) 前掲注(2)

(26) その他、勘四郎に関する新聞記事は、明治二〇(一八八七)

年一月三〇日付『鳥取新報』(東大明治新聞雑誌文庫所蔵、鳥取県立公文書館収集資料マイクログフィルムE一八七二)に白珊瑚製品会社の広告が掲載されており、勘四郎はその「同盟員総代」として名を連ねている。白珊瑚細工は鳥取市の特産品で、杖や写真掛などに加工された(大嶋陽一「鳥取の珊瑚細工」(神奈川大学日本常民文化研究所調査報告 第二五集(国際常民文化研究機構 共同研究「奨励」調査報告書)、神奈川大学日本常民文化研究所/神奈川大学国際常民文化研究機構編、二〇一七年刊)。写真掛は、写真と白珊瑚の関係性が示唆される。

(27) 前掲注(3) 福田陽一

(28) 六四喜多村留蔵雇「四九四」、大正十一年六月人事書類(專賣局)、臺灣總督府專賣局公文類纂、檢索自中央研究院 臺灣史研究所「臺灣史檔案資源系統」<http://ais.ith.sinica.edu.tw/>、二〇二一年八月四日檢索。「臺灣史檔案資源系統」では台湾總督府時代の公文書の一部がデジタル化されている。

(29) 前掲注(12) 参照。ただし、留蔵が卒業した明治二五年三月の時点では、因幡高等小学校である。

(30) 東大明治新聞雑誌文庫所蔵、鳥取県立公文書館収集資料マイクログフィルムE一八七九

(31) (史料2)の学籍簿と(史料6)の履歴書を照合して、生年月日・

学歴が一致するため「富蔵」と「留蔵」は同一人物と捉えた。どのように使い分けていたか不明であるが、修学期は「富蔵」、写真師としては「留蔵」と表記している。大正四(一九一五)年、母校である鳥取高等小学校の河島兼松校長が退職する際、謝恩会が開催されているが、この時の醸金募集広告(大正四年四月二日付『因伯時報』)には、発起人として「喜多村富蔵」の名前がある。

(32) 具体的な写真術修得方法は不明である。

(33) 『因伯時報』明治四四(一九一一)年九月七日付の記事「怪しき外国人」では、「白の洋服にナポレオン帽を冠りたる二人の外国人は、一人の日本婦人を随へ、鳥取・倉吉扱ては松江間を始終往復するより、其筋にても其行動を怪しみ、職業・住所・姓名を訊ねたるに、一人は緬甸(ビルマ)引用者注)総督、一人は領事とのみ答へて、姓名も告げず、匆々立去りたる由なるが、女は本市西町写真師喜多村永楽堂の娘にて始終写真機械を携帯し、各所を撮影し居れり」とある。

(34) 「大正十一年六月人事書類」には(史料6) 以外にも大正一一年七月、臨時国勢調査部長から専売局へ回答した文書があり、それには「其他採用上参考トナルヘキ事項」として「写真術ヲ能ス」という文言が見られる。

(35) 勘四郎時代(明治三六年以前)の新聞広告については、所蔵

されている新聞の欠落期間が多いため、調査が十分にできていない。

- (36) 「鳥取案内記原稿」について、『城下町とっとり まちづくりのあゆみ―都市をめぐる冒険の書―』（鳥取市歴史博物館刊、二〇〇四年刊）では『鳥取案内』（本城常雄編、一九二二年刊）の原稿と推測しているが、内容から、表題のとおり『鳥取案内記』の原稿と考えられる。

- (37) 鳥取県立図書館所蔵、二九〇／二二ノ郷土W H

- (38) 他には二階町一丁目の西尾馬蔵、川端三丁目の豊田広蔵の名が見られる。

- (39) 福田陽一は、永楽堂の位置について「永楽堂は明治二十九年二月三十一日、鳥取市西町六番一番屋敷に移った。営業場所は、西町の県立病院（現日赤病院）構内、市役所寄りの一角にある」（〈前掲注（3）〉）とするが、典拠史料が不明であり、「二月三十一日」や「六番一番屋敷」が不明である。

- (40) 鳥取地方法務局所蔵「旧土地台帳」によると、七番三は明治三八（一九〇五）年に五番に合併された。

- (41) 六番も大正一四年一〇月に日本赤十字社が取得している。

- (42) 本稿で作例紹介するガラス写真は、すべてアンプロタイプである。アンプロタイプとは、画像の濃淡を薄くして仕上げたガラス板（ネガ画像）の背後に、黒い布を置くなどして、ポジ画像（正像）に見せる手法で、ガラス板は桐箱などに収め

られ、顧客に渡された。

- (43) 〔表2〕番号2・3の台紙裏面には、鳳凰や桐の花葉がデザインされたものに筆で「鳥取若松海道筋永楽堂」と書かれている。「台紙製造石橋」と印字されており、明治二〇年から二二年において、永楽堂は既製品の台紙を使用していたことが分かる。
- (44) 二七点以外に、『写真でつづる浜坂町 明治大正昭和のすがた』（浜坂町史編集委員会編刊、一九八四年刊）一三頁・一七頁に永楽堂で撮影されたとみられる写真が三点掲載されている。また『写真でつづる市民の暮し』（鳥取市教育福祉振興会、一九七七年刊）四五頁にも、永楽堂で撮影されたとみられる写真が掲載されている。これらの写真は、いずれも筆者が原

物を確認していないため、今回の検討対象から除外した。

- (45) 番号9の写真は、鳥取県立公文書館所蔵以外に、鳥取市歴史博物館も同一写真を所蔵する。後者所蔵の写真裏面には、同様に貼り紙「鳥取県鳥取市西町 写真師 喜多村勘四郎」があり、筆で「鳥取歩兵第四拾聯隊兵営」と記載される。

- (46) 『歩兵第四十聯隊史』（帝國聯隊史刊行会編刊、一九二〇年刊）

- (47) 井上家文書（個人所蔵）は、日野郡長・西伯郡長を務めた井上廉治（安政五（一八五八）〜昭和一四（一九三九）年）に関する文書群。鳥取県内外の写真館で撮影された写真約四〇〇点が含まれる。

- (48) 「福岡山鉄山」は、明治二二（一八八八）年二月に開業した近

藤家の鉄山で、大鍛冶工程に蒸汽機関を導入した画期的なものであった（池本美緒「伯耆近藤家の製鉄事業について―福岡山鉄鉱所の錬鉄生産を中心に―」『たたら研究』第五五号、二〇一六年刊）。

- (49) 近藤家文書七三三―一九（個人所蔵、鳥取県立公文書館寄託）。近藤家は、日野郡根雨宿を拠点にして、主に鉄山を経営した家である。近藤家文書の概要や研究については「鳥取県立公文書館研究紀要」第二号（二〇〇六年刊）安藤文雄論考、同第七号（二〇一二年刊）伊藤康・葛西大和・池本榮・山内美緒の各論考を参照のこと。

- (50) 尾崎泰弘は、写真の利活用にあたり、写真が持つ「コンテンツ情報」を把握する必要を説き、明治・大正・昭和期の台紙付写真約一二〇〇点を題材に、形状・デザイン・色・紙質・印字されるロゴマークを分析した（『地域史料としての台紙付写真に関する一考察 写真史料学の構築に向けて』『アーカイブズ学研究』No.九、日本アーカイブズ学会、二〇〇八年）。
- (51) 大阪の写真材料店である桑田商店が発行した『桑田商品目録』（桑田正三郎刊、一八九八年刊）には、後画幕の見本一覽三二六点が掲載される。

- (52) 写真の支持体は大きく分けて、金属・ガラス、紙、プラスチックの三種類とされる（白岩洋子「記録を残すために―写真資料保存修復の基礎―」『学習院大学大学院人文科学研究科アーカイ

ブズ学専攻研究年報』五号、二〇一六年刊）。

- (53) 番号5・6は、明治一八（一八八五）年に鳥取から北海道岩見沢へ移住した土族の子孫が所蔵していた写真であり、番号7は、明治一九年に鳥取から北海道江別へ移住した土族の子孫が所蔵していた写真である（『旧鳥取県土族勝田村男家資料』「資料調査報告書 第一八集」、鳥取県立博物館編刊、一九九一年刊）。移住者の親族が永楽堂で撮影し、送付したものと考えられる。

- (54) 番号27は、床の上に布が敷かれ、被写体は靴を履いている。
- (55) 『鳥取新報』明治四四（一九一一年）二月一九日付。鳥取県立博物館所蔵の家老日記（とっとりデジタルコレクション）によると、嘉永五（一八五二年）八月一日に「木原屋儀助」が「御国産方御用懸り」を仰せ付けられており、記事中の「木原義助」はこの人物と思われる。なお、同じく家老日記によると、文久元（一八六二年）二月一日に大西伊助という職人が「家業之儀二付」長崎へ行くことを藩に願い出て、許可されている。「大西某」と同一人物であるかは不明であるが、念のために記しておく。

- (56) 『鳥取読売新聞』第七号（明治一三（一八八〇）年七月八日付）には開店の記事が、第八号（同年七月一四日付）には開店広告が掲載される（鳥取県立公文書館収集資料マイクログフィルムE一九〇五）。